

山口県立山口高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は山口県立山口高等学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は同窓会の友誼をあたためるとともに、互いに助け合い、後進を導き、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は本部事務局を母校内に置き、総会の承認を得て、適当な地に支部を設置することができる。

第2章 構成

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

1. 正会員 山口県立山口中学校、私立山口商業学校、山口県立山口商業学校、山口県立山口工業学校、山口県立山口第二中学校、山口県立山口第二高等学校、山口県立山口東高等学校、山口県立山口高等学校の卒業生および修了生
2. 準会員 上記の学校に在学していた者で、入会を希望し、かつ評議会の承認を得た者
3. 特別会員 母校の旧職員および現職員

第5条 本会は評議会の承認を得て、特に母校または本会に功労のあった者を客員として迎えることができる。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 評議会において推薦し、総会において承認する。

副会長 若干名 評議会において推薦し、総会において承認する。

支部長 若干名 各支部の会員中から互選する。

幹事 100名以内 各期の正会員から各1名ないし2名（定時制、通信制においては各2名）を推薦し、総会において承認する。

常任幹事 40名以内 幹事会において推薦し、総会において承認する。

会計監事 3名 会長が正会員から2名、特別会員から1名を委嘱する。

事務局長 1名 会長が特別会員から委嘱する。

書記 3名以内 会長が正会員または特別会員から委嘱する。

第7条 役員の任期は、定期総会の翌日から翌年の定期総会の日までとする。ただし再任を妨げない。

第8条 支部長および常任幹事を除く役員は兼任することができない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総裁する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順位よりこれを代理する。代理の順位は会長が指定する。
3. 幹事は幹事会を構成し、本会の一般会務を処理する。
4. 常任幹事は、会長・副会長および支部長とともに評議会を構成し、本会の重要会務を処理する。
5. 支部長は支部会員の親睦を図り、本部との連絡にあたる。
6. 会計監事は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
7. 事務局長は事務局を総括し、母校との連絡・調整、会議の招集手続、支部との連絡等にあたる。
8. 書記は会議の記録、書類・資料等の保管、金銭の出納等にあたる。

第10条 母校の現校長を名誉会長に推戴し、名誉会長は本会与母校との緊密な連絡の衝にあたる。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長、副会長を退任した者、その他、適当と認められる者のうちから評議会で推薦し、総会の承認を得る。顧問は自らまたは会長の諮問にこたえ、会長に助言する。

第12条 支部に支部長、副支部長、支部幹事を置く。

第4章 会議

第13条 本会は次の会議を設ける。会議の議長は総会にあたっては会員の中から選出し、評議会・幹事会にあたっては会長とする。

1. 定時総会 毎年1回開催し、期日は原則8月第2日曜日とする。
2. 臨時総会 会長が必要と認めたとき召集する。
3. 評議会 重要会務処理のため会長が召集する。
4. 幹事会 一般会務処理のため会長が召集する。

第14条 総会は次の事項を審議・決定する。議決は出席者の多数決による。

1. 会務報告および事業計画に関する事項

2. 予算および決算に関する事項
3. 会長・副会長・幹事・常任幹事・顧問の選任に関する事項
4. 支部の設置に関する事項
5. 会則の改正に関する事項
6. 評議会が総会の承認を要するものとした事項

第 15 条 評議会は、会長・副会長・支部長および常任幹事で構成し、構成人員の2分の1以上の出席（委任状によって他の構成員に委任することができる支部長は委任状によって支部会員に委任することもできる。）によって成立し、議決は多数決による。

会計監事は評議会に出席して意見を述べることができる。

第 16 条 評議会は次の事項を審議・決定する。

1. 予算および決算に関する事項
2. 予算外支出に関する事項
3. 会則および細則の改正に関する事項
4. 会長から提案された事項
5. 総会に提案する事項
6. 幹事会から委任を受けた事項
7. 準会員・客員の承認に関する事項
8. その他重要事項および緊急事項

第 17 条 幹事会は幹事の3分の1以上の出席（委任状によって同期の会員に委任することができる。）によって成立し、議決は多数決による。

第 18 条 幹事会は次の事項を審議、決定する。

1. 常任幹事の選任に関する事項
2. 一般会務に関する事項

第 19 条 本会は必要に応じて常任幹事の互選により専門委員会を設置することができる。

第5章 事業

第 20 条 本会は次の事業を行う。

1. 同窓会名簿の作成 原則として4年毎に作成し、希望する会員には有料頒布する。
2. 会報の作成 原則として毎年1回、定時総会当日に発行する。

3. 後進の奨励 文化・体育等の諸活動を奨励するための「部活動等奨励金」を支出する。また全国規模の大会に出場する部等の応援をする。
4. その他 本会の目的を達するために必要な事項

第 21 条 事業に関する細則は別に定める。

第6章 会計

第 22 条 本会の会計は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わるものとする。

第 23 条 本会の経費は入会金・寄付およびその他の収入をもってあてる。

第 24 条 正会員および準会員は入会の際に入会金3,000円を納付するものとする。

第 25 条 本会は会員その他篤志者から寄付を受ける。

第 26 条 本会は母校発展のための費用にあてる目的で、基本金を積み立てることができる。基本金の処分に関しては、総会の承認を得る。

第 27 条 会計に関する細則は別に定める。

第7章 補則

第 28 条 会員は、転居・改姓・改名・職場変更等の際には、すみやかに本部事務局あてにその旨通知しなければならない。

第 29 条 本会則は、総会において、出席会員の過半数の同意を得て改正することができる。

(付則)

1. 昭和59年8月12日に一部改正する。
2. 平成6年8月14日に一部改正する。
3. 平成29年8月13日に一部改正する。